



平成25年8月2日

各 位

会 社 名 株式会社L'ALBAホールディングス
代表者名 代表取締役社長 笹部 高廣
(コード：4798 東証第二部)
問合せ先 取 締 役 田中 英男
(TEL (IR専用)：03-3539-2587)

株式会社リブ・コンサルティング及び当社子会社元取締役らに対する 訴訟提起に関するお知らせ

本日、当社子会社である株式会社インタープライズ・コンサルティングは、株式会社リブ・コンサルティング他4名に対して損害賠償等請求訴訟を提起しましたので、以下のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日
東京地方裁判所（平成25年8月2日）
2. 訴訟を提起した者（原告）
株式会社インタープライズ・コンサルティング（以下「IPC社」と言います）
 - ・本店所在地 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
 - ・代表者氏名 代表取締役 笹部 高廣
3. 訴訟を提起した相手（被告）
 - (1) 株式会社リブ・コンサルティング（以下「リブ社」と言います）
 - ・本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
 - ・代表者氏名 代表取締役 関 巖
 - (2) 合同会社オートビジネス・コンサルティング（以下「オート社」と言います）
 - ・本店所在地 東京都千代田区九段南二丁目1番30号
 - ・代表者氏名 代表社員 田下 親男
 - (3) 被告A氏
 - ・原告元代表取締役（平成25年1月解任）
 - ・当社元代表取締役（平成24年8月に任期満了により代表退任。平成25年3月に取締役を辞任）
 - (4) 被告B氏
 - ・原告元専務取締役（平成24年7月辞任）
 - (5) 被告C氏
 - ・原告元執行役員（平成24年8月退職）

※なお、リブ社代表である関氏については、同社ホームページや就職採用広告等に「大手経営コンサルティング会社に入社後、同社48年の歴史上最年少で取締役に就任」した旨の表現が見受けられますが、関氏は平成14年4月に当社へ入社したことは事実であるものの、当社取締役に就任した事実はございません。

4. 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

- (1) 訴訟の内容 不法行為に基づく損害賠償請求事件
(2) 損害賠償請求金額 10億2932万9057円

5. 訴訟に至った経緯及び原告（I P C社）の主張

(1) これまでの経緯の概要

平成24年7月24日	当時、I P C社専務取締役であったB氏が株式会社リブ・コンサルティング（リブ社）を設立。
平成24年7月31日	被告らが共謀し、I P C社に粗利95%相当額を対価として被告らに支払わせることを約した業務委託契約を締結。同時に強制執行認諾付公正証書を締結し、以後、同年12月まで複数回に亘り、同様の契約が締結される。同日、B氏はI P C取締役を辞任。
平成24年8月6日	当時、I P C社執行役員であったC氏が合同会社オートビジネス・コンサルティング（オート社）を設立。
平成24年8月20日	C氏及び、主に自動車事業部に所属する従業員多数がI P C社を退職し、オート社に移籍。
平成24年9月1日	C氏がリブ社取締役に就任。同時に、オート社へ一時移籍した従業員も全員がリブ社へ移籍。
平成24年11月20日	主に韓国事業部に所属する従業員らがI P C社を退職し、オート社に移籍。その後、全員が12月1日付でリブ社に移籍。
平成25年1月16日	I P C社が臨時株主総会を開催し、A氏を取締役から解任した上で、笹部が同社代表取締役に就任。 同日、被告らとの間で締結されていた業務委託契約等の解除を通知。また、B氏及びC氏は、辞任又は退職後もリブ社従業員らと共に、I P C社オフィスを賃貸利用していたが当該契約は解除し、両氏に退去を要請。（注）

(2) 原告（I P C社）の主張

I P C社は、被告らの行った下記行為が不法行為に該当するとして、これらにより生じた損害の賠償を求める所存です。

- ①被告らが共謀して、I P C社に損害を与えることを知りながら、I P C社が顧客から受注した契約の粗利95パーセント相当額をリブ社又はオート社等へ支払わせる旨の業務委託契約書を締結し、さらに利益を確実に帰属させるため強制執行認諾付公正証書を締結したこと。
- ②顧客に対し、リブ社がI P C社から「組織変更」した旨の説明を行い、さらに、I P C社で使用していたパンフレットや印刷物等の社名のみ変更したもの、若しくは、酷似した内容のものを作成・頒布するなどの方法により、顧客にI P C社とリブ社が同一法人であると誤認させかねないような営業活動を実施し、I P C社の顧客を奪取したこと。
- ③B氏はI P C社取締役在任中に、C氏は同社執行役員在任中に、予め新会社を設立し、I P C社の自動車事業部、韓国事業部等に所属する従業員のほとんど全員を、リブ社に直接、もしくは、短期間オート社を経由した上で移籍させ、結果として、I P C社の同事業部を事実上、閉鎖せざるを得ない事態にさせたこと。（オート社の本店住所は、いわゆる「バーチャルオフィス」であり、I P Cを退職した従業員らが10日程度しか在籍していない事実からも、同社が当座の受け皿会社とする目的で設立されたことが窺える。）

注) リブ社もまた、オート社と同様、設立当初は「バーチャルオフィス」を本店とし、実際の事務所はI P C社オフィスを間借りしていたことから、I P C社は平成25年1月16日付でB・C両氏に対してオフィス退去を要請すると共に、当該賃貸借契約を解除いたしました。なお、両氏以外のリブ社従業員に対しては、その後1ヶ月に亘り、特例的に同社オフィスの継続使用を認めております。

I P C社は経営コンサルティングを営む会社であり、提供されるコンサルティングサービスは、コンサルタント個々の技量と人間性、人間関係に多く依存することから、極めて属人的なものであります。従って、I P C社の資産とは、これらコンサルタント人材そのものであり、その集団としての実績と、これを教育し、発展させる環境そのものと言えます。

当社は、被告らによる上記行為は、I P C社が当社から分社化される以前の「日本エル・シー・エー」時代から通算して、約50年に亘り蓄積してきた会社資産を、彼らもまた、その環境に育てられたにもかかわらず、あたかも自らが作り上げたもののように主張し、窃取しようとしたものであると考えております。

これにより、I P C社は主要な売上・利益のほとんどを喪失し、当社もグループ全体の売上の約6割を占める子会社事業を実質無償で奪取され、ひいては株主資産が大きく損なわれることとなりました。

なお、上記行為については刑事事件の要素を含む可能性があり、当社及びI P C社は、引き続き、弁護士や捜査関係機関等へ相談しながら、あらゆる法的責任を追及する所存です。しかしながら、その内容の確定につきましては慎重かつ綿密な調査が必要であるため相応の日時を要することが想定されますので、確定次第、適宜お知らせ致します。

(3) 上記行為の実行を可能にした要因について

上記行為の実行を可能ならしめた最大の要因は、被告ら当時のI P C社の役員及び執行役員を理事とする持株会が結成され、I P C社の株式の60%を保有して同社の筆頭株主となったことにより、親子間における力関係の歪みが生じたことにあります。

また、A氏が当社及びI P C社の代表取締役を兼務していたことから、同氏の単独決裁により被告らに有利な契約を締結することが可能となり、加えて、本件行為の実務を担当し調整役を担ったのが、当時、当社常勤監査役でありI P C社監査役を兼務していた者であったことから、当社取締役会がこれに依存して詳細を把握出来ないうちに本件行為が実現してしまいました。

さらに、本件行為が被告らの共謀により組織ぐるみで行われたため、不正な意図により実施された行為であることを早期に発見し難い状況でした。

なお、本件行為発生後、平成25年1月16日に、当社代表取締役である笹部がA氏をI P C社取締役から解任し、B・C両氏に対しリブ社との賃貸借契約を解除した上で同社オフィスからの即時退去を求めるまでに、およそ半年が経過しておりますが、これは、本件行為が行われた当時、社外取締役であった笹部には、取締役会出席時に常勤取締役らから提供された情報しかなく、それ以外に情報を収集する術がなかったことに加え、前述のとおり、本件不正行為が発覚しづらい状況が継続したことによるものです。

上記の経緯を受け、A氏の解任及びB・C両氏の退去後のI P C社の管理体制については、当社直轄の管理部門が関与することにより統制を強化しております。

6. 被告らから原告に対する訴訟提起等について

当社及びI P C社は、本日に至るまでに被告らから以下の訴訟等の提起を受けております。

(1) 平成25年2月21日付「契約上の地位の確認仮処分命令申立事件」

①申し立てた者 (債権者)	株式会社リブ・コンサルティング (リブ社) 株式会社オートビジネス・コンサルティング (オート社)
②申立てられた者 (債務者)	株式会社インタープライズ・コンサルティング (I P C社)
③申立の内容	I P C社による業務委託契約の解除を無効として契約上の地位回復を求めるもの。
④事件の経過	平成25年3月29日、リブ社及びオート社からの取下げにより終了。

(2) 平成25年2月8日付「損害賠償請求事件」

①訴訟を提起した者 (原告)	B氏 C氏
②申立てられた者 (被告)	株式会社インタープライズ・コンサルティング (IPC社) 株式会社L'ALBAホールディングス (当社)
③訴訟が提起される に至った経緯	IPC社が、B氏及びC氏に対して同社オフィスからの退出を求めたこと等が名誉毀損に当たるとし、精神的苦痛に対する損害賠償として各550万円の支払を求めたもの。
④今後の見通し	当社及びIPC社は、違法とされるべき行為はなんらなかったと考えており、B氏及びC氏からの請求に対しては引き続き、法廷の場で適切に対応していく方針であります。

(3) 平成25年7月1日付「業務委託料等請求事件」

①訴訟を提起した者 (原告)	株式会社リブ・コンサルティング (リブ社)
②申立てられた者 (被告)	株式会社インタープライズ・コンサルティング (IPC社)
③訴訟が提起される に至った経緯	a. IPC社がB氏、C氏に同社オフィスからの退出を求め、併せてリブ社とのオフィス賃貸借契約を解除したことに対処するため、両氏がリブ社従業員への説明会を開催し、両氏が委任した弁護士との相談等に費やした時間をIPC社による「業務委託」であるとし、両氏が使用するために借りたオフィス賃料その他実費の支払を求めるもの (約1500万円) b. IPC社は、被告らとの間で交わされた業務委託契約 (総額約2億円) について、粗利95%相当という対価設定は不当だとして、公正証書化されていないものに限り、被告側弁護士との協議のもと、本件行為にかかる問題が法廷で決着した後に差額を精算することを条件に、50%相当分のみ支払うこととした。これにより、未払となっている残り45%相当の業務委託料の支払いを求めるもの (約300万円)
④今後の見通し	上記のうち、b. については、当社から提起した訴訟の経過と併せ、適切に対応を進めていく所存でございますが、a. の業務委託料及び実費等の請求については、IPC社がこれらの費用を負担しなければならない法的根拠が極めて乏しいと判断しております。

注) 上記3件の訴訟等は、全て東京地方裁判所に提起されております。

7. 今後の見通し

本件訴訟につきましては、今後の訴訟の進捗に応じて情報を開示する予定です。また、本件訴訟の対象とした損害については、第50期業績予想に織り込み済みのため業績予想に影響はございませんが、今後本件訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかになった場合は速やかに開示致します。

以 上